

三監告示第2号

財政援助団体監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った財政援助団体監査について、同条第9項の規定に基づき監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年2月19日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | | |
|----|-----------|--|
| 第1 | 監査の概要 | 「令和元年度 財政援助団体監査報告書（病院群輪
番制病院運営事業補助金）」のとおり |
| 第2 | 財政援助団体の概要 | 同 上 |
| 第3 | 監査の結果 | 同 上 |
| 第4 | ま と め | 同 上 |

令和元年度 財政援助団体監査報告書
(病院群輪番制病院運営事業補助金)

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体等に対し、その補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、その補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査するものである。

2 監査の対象

対象事業*	対象団体	所管課
病院群輪番制病院運営事業補助金	一般社団法人 三条市医師会	福祉保健部 健康づくり課

※平成30年度及び令和元年度の当該補助事業の執行状況の監査

3 監査期間 令和元年10月9日から令和2年2月19日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
森 山 昭

5 監査の方法

監査の対象に示した財政援助団体及び当該補助金を所管する課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

第2 財政援助団体の概要

1 一般社団法人 三条市医師会

(1) 対象事業 病院群輪番制病院運営事業補助金

一般社団法人三条市医師会が取り組む病院群輪番制病院運営事業に平成30年度は4,608千円を補助金として交付し、令和元年度は4,758千円の補助金交付の決定を行っている。

また、補助金は三条市の他、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村から均等割及び人口割を基に積算して拠出されている。

なお、病院群輪番制病院運営事業とは、土曜・日曜・祝日・年末年始に三条総合病院、済生会三条病院、三之町病院、燕労災病院、県立吉田病院、富永草野病院、県立加茂病院の7病院が、輪番で二次救急（入院を要する救急）医療を実施する事業である。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	一般社団法人 三条市医師会 会長 水野 春芳
所在地	三条市南新保 6 番 43 号
設立年月日	平成25年4月1日（一般社団法人としての設立年月日）
基本財産額	—
設立目的	医道の高揚、医学及び医療の発達並びに公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進すること
事業内容	1 医道の高揚に関する事項 2 公衆衛生及び学校保健の啓発指導に関する事項 3 医療の普及充実に関する事項 4 医学の振興に関する事項 5 医師の生涯研修及び看護教育に関する事項 6 地域医療及び地域保健の向上に関する事項 7 救急医療に関する事項 8 医業経営の改善に関する事項 9 会員の相互扶助に関する事項 10 その他本会の目的を達成するために必要な事項 これらの事業は、新潟県内において行うものとする。
組織	・役員 13 人：会長 1 人、副会長 2 人、理事 8 人、監事 2 人 ・職員 12 人：事務長 1 人、事務局職員 3 人、嘱託職員 5 人、臨時職員 3 人 (令和2年1月現在)

(2) 補助対象経費等の状況

補助対象事業の収入状況は表2のとおりである。平成30年度に市が補助金を交付した4,608千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。

また、令和元年度交付決定額4,758千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

なお、事業の計画及び実施の状況は、表5のとおりである。

表2 補助対象事業の収入状況 (単位：円)

項 目	平成30年度			令和元年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
三条市補助金	4,608,000	4,608,000	0	4,758,000
他市町村補助金 (燕市・加茂市・田上町・弥彦村)	6,472,000	6,472,000	0	6,682,000
合 計	11,080,000	11,080,000	0	11,440,000

表3 補助対象経費の状況 (単位：円)

区 分	平成30年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象経 費	補助対象外経 費
協力機関への分担金(内科系)	3,690,000	3,690,000	3,690,000	0
協力機関への分担金(外科系)	7,380,000	7,380,000	7,380,000	0
事務手数料	10,000	10,000	10,000	0
合 計	11,080,000	11,080,000	11,080,000	0

表4 補助対象予定経費の状況 (単位：円)

区 分	令和元年度予算額		
	合 計	補助対象予定経費	補助対象外予定経費
協力機関への分担金(内科系)	3,810,000	3,810,000	0
協力機関への分担金(外科系)	7,620,000	7,620,000	0
事務手数料	10,000	10,000	0
合 計	11,440,000	11,440,000	0

表5 事業の計画及び実施状況

平成30年度

区 分	計画日数	実施日数	受入人数
協力機関(内科系)	121日	121日	443人
協力機関(外科系)	121日	121日	383人
合 計	延べ242日	延べ242日	826人

令和元年度(令和元年10月末現在)

区 分	計画日数	実施日数	受入人数
協力機関(内科系)	125日	72日	202人
協力機関(外科系)	125日	72日	194人
合 計	延べ250日	延べ144日	396人

第3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、団体別及び着眼点別に記述する。

1 一般社団法人 三条市医師会

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則に準じているが、補助金交付要綱等を制定していない。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

公益上の必要性は十分認められる。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助金交付申請書に前金払の申出がないが、事業完了前に補助金を交付している。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。適切に行われているか。

適切に行われている。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

適切に行われている。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

適正である。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

適正である。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に実施されている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

適正である。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

適正である。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

確立されている。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金の収支は、実績報告書により適正と認められ、返還金はなかった。

第4 まとめ

今回、監査の対象とした補助事業については、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

所管課においては、補助金交付要綱等を整備しておらず、補助対象経費等が明確になっていない。補助金の透明性、公平性を図る上でも補助金交付要綱等を制定すべきと考える。

対象団体においては、医師不足の中、地域の二次救急医療体制の確保に尽力されている。また、作成した二次救急当番表を関係医師会、関係行政機関へ周知するとともに、関係消防本部との密接な情報交換に努めるなど、一次医療の後方医療として救急医療の円滑化を図っている。今後とも救急医療体制の継続と充実に向けた取組を推進されるよう期待するものである。